

♥	ありがとうございました
寄附	(50音順・敬称略)

こどもの遊具（レゴブロック）
認定こども園のうみ保護者会

市ふるさと交流館へ図書の寄附
若杉 愛（東京都八王子市）

🌸	ご冥福をお祈りします	3月1日～31日届け出分
おくやみ	(地区別50音順・敬称略)	

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町		
前岡 節代（中央・98歳）	明岳 周作（秋月・71歳）	
川地アイコ（秋月・101歳）	伊藤佐代子（小用・94歳）	
谷本 富子（切串・92歳）	古本タダ枝（切串・94歳）	
古本トシエ（切串・104歳）	木戸 久子（津久茂・95歳）	
木戸 進（津久茂・77歳）		

能美町		
佛常 秀子（鹿川・75歳）	小瀧アヤメ（鹿川・104歳）	
前 トキコ（鹿川・82歳）	坂根 忠昭（鹿川・81歳）	
空 利七（中町・94歳）	土井サカエ（中町・100歳）	
天地 一男（中町・93歳）	瀬川香代子（中町・97歳）	
空田美津子（高田・82歳）		

沖美町		
李 碧蘭（三吉・78歳）	森金 朝江（岡大王・95歳）	
上田タケコ（岡大王・95歳）	松野マサエ（岡大王・97歳）	
二本松ミヤコ（岡大王・87歳）	榎原久美子（岡大王・84歳）	
越山 清子（是長・92歳）	河原 學（是長・79歳）	
空田 弘光（是長・90歳）		

大柿町		
須本 正喜（深江・76歳）	大谷 玲子（大原・86歳）	
梅花 等（大原・77歳）	里崎マツエ（大原・82歳）	
小菅トシコ（大原・87歳）	木原 浅人（飛渡瀬・102歳）	
須賀 康喜（飛渡瀬・87歳）	川端 政秋（飛渡瀬・80歳）	

👤	令和8年3月31日現在
人口と世帯数 （外国人市民を含む）	

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,361	3,365	6,726	4,017
能 美	2,276	2,349	4,625	2,552
沖 美	1,386	1,304	2,690	1,671
大 柿	2,798	2,943	5,741	3,164
全 体 （前月比）	9,821 （▲202）	9,961 （▲85）	19,782 （▲289）	11,404 （▲216）

③1 広報えたじま 令和8年5月

+	5月の当番医	※日程は変更することがあります。
		📞 保健医療課 ☎ 0823-43-1639

当番医の診療時間が 午前10時～午後5時に変更しました。

3日 （日）	大井内科医院（大柿町飛渡瀬） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-57-5512
4日 （月・祝）	澤医院（大柿町小古江） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-57-2003
5日 （火・祝）	梶川医院（沖美町岡大王） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-48-0201
6日 （水・祝）	吉田病院（江田島町津久茂） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-42-1100
7日 （木）	芸南クリニック（大柿町柿浦） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-57-3705
10日 （日）	大君浜井病院（大柿町大君） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-57-5678
17日 （日）	島の病院おおたに（能美町中町） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-45-0303
24日 （日）	青木病院（江田島町中央） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-42-1121
31日 （日）	砂堀医院（能美町中町） 診療時間：午前10時～午後5時	☎ 0823-45-3333

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。

※夜間のこどもの急病で困ったら、☎局番なし#8000(こどもの救急相談)へ。看護師等が相談に応じます。つながらない場合は☎082-555-8870(毎日午後7時～翌午前8時まで、土日祝・年末年始は午後5時～翌午前8時まで)
※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、☎局番なし#7119(救急相談センター)へ
つながらない場合は☎082-246-2000へお問い合わせください。(24時間 365日対応)

👤 5月の相談

■**心配ごと相談**（午後1時～3時30分）
📞 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032
12日（火） 能美保健センター

■**顧問弁護士による法律相談**（午前10時～午後3時）
📞 総務課☎0823-43-1111(代)
21日（木） 江田島保健センター（16ページをご覧ください）

📄 市税などの納期限 🗓 口座振替日6月1日（月）

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

軽自動車税 （種別割）	📞 税務課	☎ 0823-43-1636
固定資産税 （1期・全納）	📞 税務課	☎ 0823-43-1636
保育料 （5月分）	📞 子育て支援課	☎ 0823-42-2852
住宅使用料 （5月分）	📞 都市整備課	☎ 0823-43-1647



消防つうしん

夜の火災に気づけますか？ 住宅用火災警報器が命を守ります！

住宅火災は、夜間の就寝中に発生すると発見が遅れやすく、大きな被害につながるおそれがあります。就寝中は煙のにおいや炎の明るさに気づきにくく、火災に気づいたときにはすでに逃げ遅れてしまう危険もあります。

こうした危険から命を守るため、住宅用火災警報器は全ての住宅で設置することが条例で義務づけられています。これは、火災による逃げ遅れを防ぎ、被害を最小限に抑えるためです。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知すると、大きな音や音声で火災の発生を知らせてくれます。そのため、就寝中であっても異変に気づくことができ、早めの避難につながります。

しかし、電池切れや故障により作動しない状態では、その役割を果たすことができません。設置が義務であると同時に、正常に作動する状態を保つことも非常に重要です。点検方法はとても簡単で、本体のボタンを押すか、ひもを引くだけで確認できます。「火事です」などの音声や警報音が鳴れば正常に作動しています。音が出ない場合は、電池切れや故障の可能性がありますので、電池交換や本体の取替えをご検討ください。

住宅用火災警報器は、火災から命を守る大切な設備であり、設置が義務づけられている重要な安全対策です。この機会に、ご家庭の住宅用火災警報器が正常に作動するか、ぜひ一度点検してみましょう。

退職したら、年金の手続きを忘れずに年金を増やしませんか 任意加入

📞 市民課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710

退職したら、年金の手続きを忘れずに国民年金の加入手続き

20歳以上60歳未満の方が会社を退職された場合、次のようなときには国民年金への加入手続きが必要です。
・退職後、すぐに再就職しないとき
・自営業等になったとき
・配偶者の扶養に入らないとき

また、退職された方に扶養されていた配偶者の方も、あわせて国民年金への変更手続きが必要となります。

年金を増やしませんか 任意加入

60歳までに老齢基礎年金の受給資格が得られなかったり、40年の納付期間がなく満額受給できない場合でも、受給額を増やしたいときは60歳以降でも国民年金に任意加入できます。加入は申し出した月から適用され、遡って加入はできず、手続きは60歳の誕生日の前日から行えます。

任意加入できる方は、次の①～④のすべての条件を満たす方です。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方

④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料の納付方法は、**口座振替**が原則となります。

令和8年3月1日～31日	
火災・救急件数	
火 災	2件(4件)
救 急	118件(365件)
※（ ）内は令和8年1月から の累計	



年金 だより

保険料の納付が難しい場合
所得が少ないなどの理由により保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の免除や納付猶予が認められる場合があります。

国民年金の加入・免除等の手続きに必要なもの
基礎年金番号またはマイナンバーの分かるもの・退職したこと・被扶養者でなくなったことが分かる書類

任意加入
60歳までに老齢基礎年金の受給資格が得られなかったり、40年の納付期間がなく満額受給できない場合でも、受給額を増やしたいときは60歳以降でも国民年金に任意加入できます。加入は申し出した月から適用され、遡って加入はできず、手続きは60歳の誕生日の前日から行えます。

手続きに必要なもの
基礎年金番号またはマイナンバーの分かるもの・預貯金等通帳・印鑑(金融機関届出印)

手続き場所
市民課・各市民センター・三高支所・年金事務所
広報えたじま 令和8年5月 ③